

〇〇〇〇〇防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇〇〇〇防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

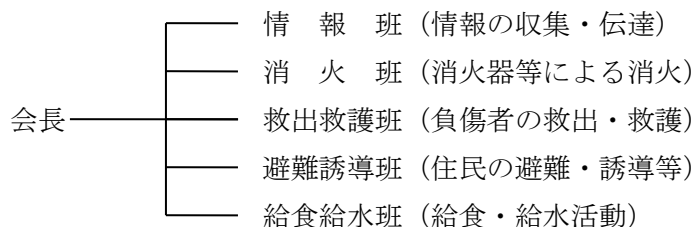
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関する事。
- イ 地震、火災、水災等についての知識に関する事。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- オ その他防災に関する事。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時間

火災予防運動期間、防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするために、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 飲料水配給・炊き出し訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に関しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防週間期間中、並びに防災の日に実施する
- イ 総合訓練にあつては年〇〇回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害情報等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(1) 避難誘導の指示

千葉市長の避難命令が出たとき、または防災会長が必要と認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所等に誘導する。

(3) 避難路及び避難場所等

ア 避難路

イ 避難所・避難場所

ウ 広域避難場所

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配布された食料、地域内の家庭または米穀販売業者等から提供の食料の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。